

【図1】住宅ローン控除が受けられる方の源泉徴収票(例)

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

項目	金額
給与・賞与	59,800
源泉徴収税額	0
住宅借入金等特別控除額	80,000
居住開始日	平成18年3月1日

源泉徴収票のここをチェック!

- ①源泉徴収税額(所得税に金額)が0円
- ②住宅借入金等特別控除額(所得税の住宅ローン控除)に記載がある
- ③住宅借入金等特別控除可能額が②より多い額である
- ④居住開始日の記載があることを確認

※平成11年～18年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方に限ります
 ※給与収入(年末調整済みのもの)における所得以外に収入のある方は、対象にならない場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください
 ※④の源泉徴収票の摘要欄に、居住開始日の記載がない場合には、税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申告書」にある居住開始年月日を確認し、摘要欄にご記入ください

【表2】市・県民税の住宅ローン控除申告の方法

- (1) 年末調整をした方
 申告書・平成20年分の源泉徴収票(原本)・印鑑(認印も可)を持参して市役所へ
 ～郵送で提出する場合～
 源泉徴収票(原本)を添付し、申告書3枚(市町村提出用・税務署確認用・本人控用)を提出。ただし、本人控用として受付印の押印が必要ない方は2枚(市町村提出用・税務署確認用)。本人控用として受付印を押印した申告書の返信を希望する方は、切手を張った返信用封筒を同封
- (2) 確定申告をする方
 市・県民税の住宅ローン控除申告書を確定申告書に添付し、税務署へ提出してください
 ※(1)(2)とも、申告書には居住開始年月日を記入しますので、事前に確認してください

【表3】市・県民税から控除される住宅ローン控除額の計算方法(給与収入のみで年末調整済みの場合)

(A) 前年分の所得税に係る住宅ローン控除可能額 ※会社から受け取る源泉徴収票の「摘要欄」に記載	(B) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額(下表①)	(A)(B)のいずれか少ない金額	税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額(下表②)
---	--------------------------------	------------------	----------------------------

①税源移譲前の所得税額(平成18年分)		②税源移譲後の所得税額(平成20年分)	
課税所得金額(※)	所得税額	課税所得金額(※)	所得税額
330万円以下	[(*)×10%]	195万円以下	[(*)×5%]
330万円超 900万円以下	[(*)×20%]-330,000円	195万円超 330万円以下	[(*)×10%]-97,500円
900万円超 1800万円以下	[(*)×30%]-1,230,000円	330万円超 695万円以下	[(*)×20%]-427,500円
1800万円超	[(*)×37%]-2,490,000円	695万円超 900万円以下	[(*)×23%]-636,000円
		900万円超 1800万円以下	[(*)×33%]-1,536,000円
		1800万円超	[(*)×40%]-2,796,000円

(*)=源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた額

税理士の無料申告相談
 税理士会大和支部では、小規模納税者(前年度の所得金額が300万円以下の方)および年金・給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受付を行います。

▽受付日時 2月6日 9時～11時30分、13時～15時
 市役所 附属棟D・E会議室
 ※直接会場へ。混雑時は、受付終了時間が早まる場合があります。

大和税務署では、申告期間中の(土)日は業務を行っていませんが、2月22日(土)3月1日(日)のみ、申告相談と申告書の受け付けを行います(両日とも、電話による相談は行いません)。

市・県民税の住宅ローン控除 申告受付中
 所得税から控除しきれなかった方対象

平成19年に実施した税源移譲により、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けている方で、税源移譲後の所得税から控除しきれなかった額がある

場合は、所得税だけではなく、市・県民税からの控除もできます。この控除を受ける方は、毎年、ご本人が申告してください。

▽対象 平成11年から18

年までの間に入居し、次の①または②に該当する方
 ①税源移譲で所得税額が減り、住宅ローン控除可能額が所得税額より多くなったため、控除しきれなくなった方
 ②税源移譲前でも、住宅ローン控除可能額が所得税額より多いため控除しきれない額がさらに多

くなった方(図1参照)※19年以降に入居した方は対象外
 2. 申告方法 表2参照(申告用紙は市民税課窓口および申告会場にあり)※提出期間: 2月13日(金)まで(3月16日(土)除く)・市役所401会議室※土曜開庁日(第1・3(土)午前)は市民税課窓口で受け付け
 3月16日(土)除く
 3月16日(土)除く

医療費控除
 本人または家族の病氣治療や、出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得が20万円未満の場合は所得の5%)を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額200万円)。

これを控除(扶養控除など)に加算して、所得税額を

15年適用の場合
 住宅借入金等の年末残高限度額 2000万円
 控除額 10年目までは残高の0.6%、11～15年目は残高の0.4%。
 ※医療費控除の対象となる医療費や保険金などで補

所得税・消費税・贈与税 申告書提出は 大和税務署へ
 申告期間(所得税) 2月16日(日)～3月16日(日)
 (消費税(個人事業者)) 3月31日(火)まで
 (贈与税) 2月2日(日)～3月16日(日)
 申告書 税務署にあります
 ※所得税関係の用紙は、1月下旬から市民税課窓口でも入手可
 提出方法は、申告書などの提出は、直接または郵送で大和税務署(〒242-8567大和市中 5-14-22)へ。

確定申告書の作成指導します

2月2日～4日 市役所で

市民税課(☎235・8594)

大和税務署では、年金受給者または給与所得者で還付申告をする方(医療費・住宅借入金等特別控除や年末調整など)を対象に、確定申告書の期日前作成指導を行います。

▽受付日時 2月2日(日)～4日(日) 9時～11時30分(受付が20人を超えた場合は午後へ)、13時～15時30分 ※混雑時は時間変更・入場制限あり
 市役所401会議室
 持参物 表1参照。

ご注意ください
 市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得のある方、分離課税・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は行いません。大和税務署で手続きしてください。

※市役所では、2月16日(土)3月16日(日) (土)除くも、所得税の確定申告書の作成指導・相談を実施します。詳しくは、本紙次号でお知らせします。

【表1】確定申告作成指導に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票(原本)
- ③ 社会保険料の年間納額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書の添付が必要)
- ④ 生命・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤ 医療費控除の場合
領収書(あらかじめ合計額を計算してください)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの
- ⑥ 住宅借入金等特別控除の場合
土地、建物の登記簿謄本・抄本(登記事項証明書)、請負や売買契約書の写し、住民票(今年1月1日以降発行)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書。増改築等の場合は、建築確認済書の写しもしくは検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑦ 申告者自身の銀行口座番号
- ⑧ 申告書が郵送された方は、その用紙
- ⑨ 筆記用具、計算用具

所得税の還付申告

大和税務署では、今月から給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。2月16日(日)からの確定申告期間中は大変混雑しますので、お早めに。

大和税務署(☎262・9411)

算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合は、還付されます。

住宅借入金等特別控除
 住宅ローンなどを利用した住宅の購入や、増改築などを満たしたときは、住宅借入金等の年末残高に同じ額が所得税額から控除されます。

なお、昨年入居した方は、控除の適用期間を選択できます(10年または15年)。

10年適用の場合
 住宅借入金等の年末残高限度額 2000万円
 控除額 6年目までは残高の1%、7～10年目は残高の0.5%
 15年適用の場合
 住宅借入金等の年末残高限度額 2000万円
 控除額 10年目までは残高の0.6%、11～15年目は残高の0.4%。
 ※医療費控除の対象となる医療費や保険金などで補

